

○三条地域水道用水供給企業団組織規程

平成 5年 3月 1日

規 程 第 1 号

改正 平成26年 4月 1日 規程第2号

（趣旨）

第1条 この規程は、企業長の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するための組織、所掌事務等について、必要な事項を定めるものとする。

（係の設置）

第2条 三条地域水道用水供給企業団事務局設置条例（昭和50年条例第8号）により設置された事務局に次の係を置く。

庶務会計係

計画係

管理係

（係の事務分掌）

第3条 係の事務分掌は次のとおりとする。

庶務会計係

- （1）公印の管理に関する事。
- （2）文書及び物品の收受、発送、記録並びに保管に関する事。
- （3）議会、参与会及び担当課長会議に関する事。
- （4）条例、規則等の制定、改廃に関する事。
- （5）職員の任免、分限、懲戒、その他人事に関する事。
- （6）職員の定数及び配置に関する事。
- （7）職員の給与、旅費及び退職手当に関する事。
- （8）職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。
- （9）職員の服務に関する事。
- （10）職員の被服貸与に関する事。
- （11）職員の研修に関する事。
- （12）職員の公務災害補償に関する事。
- （13）職員の福利厚生に関する事。
- （14）職員の共済事務に関する事。
- （15）職員の雇用保険その他諸保険に関する事。
- （16）予算の編成及び執行に関する事。
- （17）財政計画及び資金計画に関する事。

- (18) 決算及び財務諸表その他会計資料の作製に関する事。
- (19) 業務状況の公表に関する事。
- (20) 現金、預金その他有価証券の出納保管に関する事。
- (21) 指定金融機関に関する事。
- (22) 定期監査、例月出納検査及び決算審査に関する事。
- (23) 指名委員会に関する事。
- (24) 工事その他の請負及び請負入札並びに契約に関する事。
- (25) 財産の取得、管理及び処分に関する事。
- (26) 広報及び統計に関する事。
- (27) 公告式に関する事。
- (28) その他他係に属さない事。

計画係

- (1) 水道施設の長期計画並びに設計及び施行に関する事。
- (2) 水道施設の補修並びに改良工事の設計及び施行に関する事。
- (3) 事業認可に関する事。
- (4) 水利権に関する事。
- (5) 占用及び使用等に関する事。
- (6) 積算基準に関する事。

管理係

- (1) 取水、浄水及び送水作業に関する事。
- (2) 供給用水の短期的計画及び調整に関する事。
- (3) 水道施設の運転基準、記録、統計及び調査研究に関する事。
- (4) 水道施設の管理及び整備に関する事。
- (5) 漏水防止の計画及び施行並びに調査に関する事。
- (6) 電気工作物の保守管理に関する事。
- (7) 無線設備の管理に関する事。
- (8) 危険物の貯蔵及び保全管理に関する事。
- (9) 水質検査及び調査研究に関する事。
- (10) 水質検査設備、水質試験設備等の維持管理に関する事。

（事務処理）

第4条 前条の規定にかかわらず、企業長は事務遂行上必要と認めた場合は、他の係の分掌する事務を兼ねさせ、又は係の相互援助を行わせることができる。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から実施する。

附 則（平成26年4月1日規程第2号）

この規程は、平成26年4月1日から実施する。